

別冊

設備及び運営に関する基準

令和7年度
川崎市居宅訪問型保育事業
募集要項
(令和8年4月事業開始)

1 設備及び運営の基準 P. 3

- (1) 基本方針
- (2) 事業所
- (3) 開所日・開所時間
- (4) 定員
- (5) 対象児童
- (6) 給食・おやつの提供
- (7) 児童の健康管理
- (8) 苦情への対応等
- (9) 事故の防止と発生時の対応
- (10) 運営規程と重要事項説明
- (11) 実費徴収の取扱い
- (12) 会計及び経理処理
- (13) 第三者評価等
- (14) 連携施設
- (15) その他

2 職員配置基準 P. 7

- (1) 資格要件
- (2) 経験要件
- (3) 職員配置

1 設備及び運営の基準

(1) 基本方針

- ア 選定された法人が直接管理し運営すること。
- イ 令和8年3月31日までに、支障なく運営が開始できるよう、運転資金・人材をはじめ、必要な準備を行うこと。
- ウ 次の関係法令等に基づき運営を行うとともに、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」に沿った保育内容の充実に努めること。特に、法人代表者及び施設長は、これらの内容を熟知した上で保育運営に臨むこと。

- (ア) 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例
- (イ) 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- (ウ) 川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱
- (エ) その他関係法令等

(2) 事業所

川崎市内に事業所を設置すること（但し、同一法人が運営する他の施設や当該施設の事務所内等において併設することも可能とする。）。

(3) 開所日・開所時間

- ア 開所日は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日とする。
- イ 開所時間は、1日8時間を原則として、利用乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、あらかじめ保護者と居宅訪問型保育事業者との協議の上、居宅訪問型保育事業者が定めるものとする。

(4) 定員

家庭的保育者1人に対し、児童1人（但し、一事業所において職員配置基準を満たす範囲において2人以上を受け入れることを可能とする。）

(5) 利用乳幼児

障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児（川崎市健康管理委員会で集団保育が著しく困難と認められた乳幼児）

(6) 給食・おやつの提供

- ア 保護者が事前に用意したものを乳幼児に提供すること。

イ 調乳等について適宜実施すること。

(7) 児童の健康管理

子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時に、把握するものとする。

(8) 苦情への対応等

ア 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとし、その体制について、利用者に周知するものとする。

イ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

ウ 苦情に関して、市が行う報告の提出命令や検査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

エ 市から求めがあった場合には、その改善内容を報告するものとする。

※第三者委員の例示

評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士等

(9) 事故の防止と発生時の対応

ア 事故対応や事故防止のための指針整備、事故報告とその改善策の周知徹底体制整備、事故防止のための委員会開催と定期的な職員研修の実施などの事故防止のための措置を講じるものとする。

イ 事故が発生した場合には、速やかに家族に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をし、医療機関へ受診となった場合等、特に市に連絡及び報告を要すると判断されるものについては、市へも連絡及び報告を行うものとする。

(10) 運営規程と重要事項説明

ア 運営規程の策定においては、条例に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を策定するものとする。

イ 重要事項の説明は、保護者に対し、文書を交付して説明を行い、保育の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならないものとする。

ウ 重要事項説明書の作成においては、運営規程同様、説明書を作成するものとする。

(11) 実費徴収の取扱い

ア 保護者から支払いを受けることが認められるものは、保育料及び家庭的保育者の交通費の実費のほか別に市が定め、または認めるものに限るものとする。

イ 実費徴収については、保育を提供する上で、便宜的に要する費用のうち、日用品、文房具その他の物品の購入に要する費用などのほか、保育所の利用において通常必

要とされる費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものに行うことができるものとする。

ウ 実費徴収を行った場合は、当該費用に係る領収証を保護者に対し交付しなければならない。

(12) 会計及び経理処理

ア 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第33条及び第50条に規定する区分経理により、本市の会計年度と合致させた特定教育・保育事業に係る会計区分（以下「事業区分」という。）の収支計算書又は損益計算書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表及び保育所を経営する事業に係る現況報告書を作成するほか、施設ごとに独立した会計区分（以下「拠点区分」という。）を設け、拠点区分の収支予算書、収支計算書又は損益計算書（当該収支計算又は損益計算に係る明細書・内訳表を含む。）及び貸借対照表を作成するものとする。

イ 企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、事業区分に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を会計年度ごとに併せて作成するものとする。

ウ 財務関係書類の提出は、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に行うものとし、その他の財務関係書類の提出に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に法人全体の直近の貸借対照表、収支計算書又は損益計算書の提出と併せて行うものとする。

(13) 第三者評価等

法人は、利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるとともに、自ら積極的に第三者評価を受け（原則、事業開始後概ね3年）、その情報を公開すること。

(14) 連携施設

利用こどもの障害、疾病等の状態に応じ適切な専門的な支援が受けられるよう、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、少なくとも1か所以上の居宅訪問型保育連携施設（下記参照）を確保すること。

ア 障害児入所施設

イ 訪問看護事業所

ウ その他、市長が定める機関

(15) その他

(1)～(14)のほか、次の事項について遵守すること。

ア 宗教・国籍等の多様性に十分な配慮を行うこと。

イ 児童福祉関係機関との連携・協力を努めること。

- ウ 保育内容等情報の開示に努めること。
- エ 事業所及び派遣先の敷地内では、政治・宗教に係る活動等、本来の保育に関係のない行為を行わないこと。
- オ 保護者・園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に準じ、その取扱いに特に注意を払うとともに、情報の流出が生じないよう対策を講じること。
- カ 事故が発生した場合は、状況に応じて、その原因、状況及びこれに対する処置について、速やかに川崎市及び保護者に報告するとともに、責任を持って対処すること。
- キ 緊急時・災害時の対応について、事前に川崎市及び保護者に明確にすること。
- ク その他、本市と締結する各事項については、誠実に履行すること。

2 職員配置基準

次の資格要件、経験要件について、それぞれいずれかを満たすものとする。

(1) 資格要件

- ア 保育士
- イ 訪問介護員(介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスに該当する訪問介護等の提供に当たる介護福祉士または同法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。)
- ウ 居宅介護従事者(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)第1条各号に掲げる者をいう。)
- エ 看護師・准看護師
- オ 助産師
- カ 幼稚園教諭
- キ 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。)

(2) 経験要件

- ア 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所(又は居宅訪問型保育事業)において、乳幼児の保育におおむね1年以上従事した経験を有する者
- イ 障害児入所(通所)施設において、乳幼児の介護におおむね1年以上従事した経験を有する者
- ウ 乳幼児の居宅介護等のおおむね1年以上経験を有する者
- エ 医療機関(訪問看護サービス等を含む)で小児に関わる臨床経験1年以上

※看護師、保健師及び助産師でない場合は、医療的ケアを要する乳幼児を受け入れるまでの間に、社会福祉士及び社会福祉士法付則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者に認定されること。ただし、訪問看護事業所等の看護師等が、利用子どもの医療的ケアを行う場合を除く。

(3) 職員配置

保育提供時間を通じて、1人以上配置すること。

利用乳幼児を受け入れた際に、利用子ども1人に対して家庭的保育者1人を必ず配置しなければならない。